

第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

| 分野 | 施策名 | 内容 | 進捗状況 | | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------|---|------|-----|----|
| | | | 実施中 | 未実施 | |
| 基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町 | | | | | |
| (1)子どもと親の健康づくりの推進 | ①結婚届出時の啓発 | 妊娠に関する情報や相談窓口等を紹介したリーフレットを配布し、意識の高揚を図る | ○ | | |
| | ②妊娠の届出及び母子(親子)健康手帳の交付 | ・妊娠早期届出の啓発、全妊婦に対する相談援助、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援 ・『親子健康手帳』を母子健康手帳として交付 ・マタニティマークの普及啓発 | ○ | | |
| | ③妊婦健康診査の充実 | 妊婦健康診査の公費助成、妊婦の全数把握によるハイリスク妊婦支援 | ○ | | |
| | ④妊産婦歯科健康診査の充実 | 妊産婦歯科健康診査の実施、受診率向上 | ○ | | |
| | ⑤妊産婦保健指導 | ・家庭訪問による日常生活全般の保健指導 ・教室等の開催による保健指導 ・妊婦の喫煙・飲酒等をなくする保健指導 | ○ | | |
| | ⑥ハイリスク妊産婦対策の充実 | ・若年妊産婦や高齢妊産婦に対する保健指導等の充実 ・シングルマザーや外国人妊産婦が抱える不安に対する支援 | ○ | | |
| | ⑦不妊治療対策の充実 | 不妊治療費用の一部助成、不妊に関する情報提供 | ○ | | |
| | ⑧不育症治療対策の推進 | 不育症の早期受診・早期治療の促進、不育症治療費用の一部助成 | ○ | | |
| | ⑨子育て世代包括支援センター事業 | 母子保健、育児等を総合的に支援する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設 | ○ | | |
| | ⑩産前産後ヘルパー派遣事業 | 妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣 | ○ | | |
| | ⑪新生児訪問指導事業 | ・産後うつ等の早期発見・早期支援、新生児訪問指導の実施 | ○ | | |
| | ⑫相談窓口の充実 | 保健師、助産師等が各区に出向き、個別相談や子育て教室を開催 | ○ | | |
| | ⑬健康診査の充実 | 乳幼児の発育・発達に合わせた乳幼児健康診査と5歳児発達相談の実施 | ○ | | |
| | ⑭子育て教室等の開催 | 子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施 | ○ | | |
| | ⑮予防接種の推進 | ・未接種児対策に重点を置いた接種率の向上 ・新型インフルエンザ等感染症や予防接種に関する情報の適時適切な提供 | ○ | | |
| | ⑯歯科保健対策 | 乳幼児を対象とする歯科健康診査、歯科保健指導、歯科健康教育の充実 | ○ | | |
| | ⑰家族等の禁煙の推進 | 乳幼児のいる家庭での喫煙率減少に取り組む | ○ | | |
| | ⑱産後ケア事業 | 産後母子の心と体のケアや育児相談を医療機関で受けることができる産後ケアに取り組む | ○ | | |
| | ⑲新生児聴覚検査の推進 | 新生児期の聴覚検査の費用を助成 | ○ | | |
| | ⑳産婦健康診査の推進 | 出産後の産婦健康診査の費用を助成 | ○ | | |
| (2)次代の親の育成支援 | ①生・性に関する正しい知識の普及啓発 | 学校での性教育の充実、子育て中の母子と中学生とのふれあい事業の継続実施 | ○ | | |
| | ②喫煙、飲酒等に関する教育の推進 | 未成年者の喫煙、飲酒等に関する教育を効果的に取り組むためのネットワーク体制の整備 | ○ | | |
| | ③相談体制の充実 | スクールカウンセラーの配置による相談、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 | ○ | | |
| | ④食育の推進 | ・成長に合わせた食育を推進 ・「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進 | ○ | | |
| | | | | | |

| 基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町 | | | 実施中 | 未実施 | |
|-------------------------------------|------------------------------|--|----------|----------|----------|
| (1) 教育・保育の提供体制の充実 | ① 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施 | 現行幼稚園による少人数教育の充実、預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施 | ○ | | |
| | ② 保育所への支援 | 統合した村岡区の保育施設に対し支援を行うことと併せて、既存保育施設の運営等、認定こども園への移行も含め支援 | ○ | | |
| | ③ 時間外保育事業 | 保育時間の延長が必要と認める園児を対象に時間外保育事業を実施 開所時間が11時間を超える保育所の拡充 | 香住 村岡 | 小代 | 小代 10.5h |
| | ④ 病児保育事業 | 早期に保育所や医療機関での事業の準備・検討を行い実施 | 香住 | 村岡 小代 | |
| | ⑤ 放課後児童健全育成事業 | 公民館や学校の余裕教室等での放課後児童クラブ開設、放課後子ども教室と連携しながら「放課後子ども総合プラン」を推進 | ○ | | |
| (2) 子育てサービスの質の向上・充実 | ① 保育士確保への取り組み | 潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援により人材の確保に取り組み、保育士の処遇改善を推進 | ○ | | |
| | ② 保育士の資質の向上 | 参加型研修の実施など、保育士の資質の向上のために必要な支援を行う | ○ | | |
| | ③ 相談体制の充実 | 子育て支援事業等に関する情報提供や相談 | ○ | | |
| 基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町 | | | 実施中 | 未実施 | |
| (1) 子育て家庭への支援の充実 | ① 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター） | ・子育て関係機関等と連携し、各種教室や研修会等を開催し地域の“子育て力”を高める ・子育てサークル等、子育てに関して自主的に活動を行うサークルの育成及び活動を支援 | ○ | | |
| | ② 子育て支援施設等の利用増進 | 子育て支援施設等に子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発 | ○ | | |
| | ③ 一時保育事業 | 保育所に入所していない乳幼児を、主に昼間、一時的に保育する事業を町内全域で実施 | ○ | | |
| | ④ 子育て短期支援事業 | 家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、原則1週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行う | ○ | | |
| | ⑤ 子育て支援情報の適切な提供 | 母子健康手帳交付時に『こそだてガイドブック』の交付による子育て情報の発信や情報交流等を行う新たなICT導入の検討 | △ | | ICT導入の検討 |
| 基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町 | | | 実施中 | 未実施 | |
| (1) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援 | ① 被害に遭った子ども等の保護の推進 | カウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施、保護を必要とする子どもは、関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援 | ○ | | |
| | ② 児童虐待防止対策の充実 | ・家庭での適切な養育を促進するとともに、ホームヘルパー等派遣体制を整備 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に、児童虐待の早期発見・早期対応の取組 | ○ | | |
| | ③ 障害児等の支援施策の充実 | ・未熟児訪問事業 ・障害児保育事業 ・5歳児発達相談事業 ・保育所幼稚園等巡回相談事業 ・障害児等療育支援事業 | ○ | | |
| | ④ ひとり親家庭への支援 | 福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立を支援 | ○ | | |
| | ⑤ アレルギーのある子どもへの支援 | 乳幼児健康診査等を通じてぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行い、教育・保育施設等での給食の食物アレルギーによる事故を防止 | ○ | | |
| (2) 子育て世帯への経済的支援 | ① 保育料の軽減 | 国の定める基準額から軽減し、すべての子育て家庭の経済的負担を軽減 | ○ | | |
| | ② 多子世帯への経済的負担の軽減 | 更なる経済的負担軽減を図るため、多子世帯の保育料を減免 | ○ | | |
| | ③ 児童手当 | 中学校修了までの児童を養育する方に児童手当を支給 | ○ | | |
| | ④ 医療費の助成 | 乳幼児等医療費助成制度等の実施により、子どもにかかる医療費を経済的に支援 | ○ | | |

| | | | | | |
|-----------------------------|--------------------|--|-----|-----|-------------|
| | ⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 児童にかかる日用品、文具等物品購入に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し助成 | ○ | | |
| (3)子どもの安全確保 | ①事故防止 | 小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発 | ○ | | |
| | ②交通安全対策活動の推進 | 関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進 | ○ | | |
| | ③犯罪等の被害防止活動の推進 | ・犯罪等に関する情報提供の推進 ・地域ぐるみの防犯活動の推進 ・防災教育の推進 | ○ | | |
| 基本目標V：地域で子育て・子育てを支えることができる町 | | | 実施中 | 未実施 | |
| (1)地域における子育て支援 | ①自主的な子育てグループの育成 | 就学前の子どもの親たちによる自主的な活動や仲間づくりに対し支援 | ○ | | |
| (2)職業生活と家庭生活の両立の推進 | ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | 企業によるワーク・ライフ・バランスの取組に対する情報提供・相談 | | ● | |
| | ②仕事と子育ての両立支援 | 企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用促進、育児・介護休業法等関係法令へ適合する就労規則の改正等の積極的な推進 | | ● | |
| (3)子どもの教育環境の整備 | ①学校の教育環境等の整備 | ・個に応じたきめ細かな指導の徹底など「確かな学力の確立」 ・道徳教育の充実など「豊かな心づくりの推進」 ・豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成など「豊かな体づくりの推進」 ・地域の防災拠点として引き続き老朽化施設の改修を行うなど「安全・安心の学校づくり」を推進 | ○ | | |
| | ②魅力ある幼稚園教諭の養成 | 専門委員会によるカリキュラムの検討や教育研修所の研修を充実するとともに、地域に根ざした特色ある園活動に資する研修の充実 | ○ | | |
| | ③家庭や地域の教育力の向上 | ・親学習（親業）の充実 ・子育て家庭の支援 ・地域ぐるみの教育支援 ・ふるさと教育の推進 | △ | | 子育てサポーターの養成 |
| (4)子どもの生活環境の充実 | ①子どもが安心して遊べる遊び場の整備 | 成長に応じて遊べる公園の整備に努め、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援 | ○ | | |
| | ②放課後子ども教室の拡充 | 放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、「放課後子ども総合プラン」を推進 | ○ | | |
| | ③子どもの健全育成 | ・有害図書や有害情報の規制の働きかけ ・非行への予防対策 | ○ | | |

地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

| | 事業区分 | 香美町事業名 | 方向性 |
|----|--|--------------------------------------|------|
| 1 | 利用者支援事業 | 利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター： H28設置) | 継続 |
| 2 | 延長保育事業 | 延長保育事業 | 継続 |
| 3 | 実費徴収に係る補足給付事業 | 実費徴収に係る補足給付事業 (H28から実施) | 継続 |
| 4 | 多様な事業者の参入促進・能力 活用事業 | 未実施 (対象施設なし) | — |
| 5 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 継続 |
| 6 | 子育て短期支援事業 | 子育て短期支援事業 (H30から実施) | 継続 |
| 7 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 継続 |
| 8 | 養育支援訪問事業 | 養育支援訪問事業 | 継続 |
| 9 | 子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業 | 未実施 | 検討 |
| 10 | 地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター) | 地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター) | 継続 |
| 11 | 一時預かり事業 | 一時保育事業 幼稚園預かり保育事業 (H27から実施) | 継続 |
| 12 | 病児保育事業 | 病児保育事業 (H30から実施) | 拡充検討 |
| 13 | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業) | 未実施 | 未実施 |
| 14 | 妊婦健康診査事業 | 妊婦健康診査費助成事業 | 継続 |

1 利用者支援事業

○内容

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

■子育て世代包括支援センター相談件数（電話相談含む）

| H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|
| 243 | 339 | 324 |

2 延長保育事業

○内容

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間の延長を必要と認めた園児を対象に行う。

（保育標準時間認定：11時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

（保育短時間認定：8時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

【延長（時間外）保育時間】

- ・香住・村岡区内保育所 7:00～8:00 16:00～19:00
- ・小代認定こども園 7:30～8:00 16:00～18:00

■延長（時間外）保育利用児童数（保育標準時間認定、4月当初人数）

| 施設名 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 柴山保育所 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| みなと保育園 | 8 | 12 | 10 | 10 | 11 |
| 青葉保育園 | 9 | 5 | 7 | 5 | 7 |
| 福岡保育所（H30宝樹に統合） | 1 | 0 | 0 | | |
| 宝樹保育園 | 6 | 4 | 5 | 11 | 6 |
| どんぐり保育園（H30宝樹に統合） | 0 | 0 | 0 | | |
| 小代認定こども園 | — | — | — | — | — |
| 計 | 26 | 21 | 22 | 27 | 24 |

3 実費徴収に係る補足給付事業

○内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用を助成する。

4 多様な事業者の参入を促進する事業

○内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、必要な費用の一部を補助する。

5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○内容

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。

○入所対象（H30から、香住・村岡幼稚園以外の幼稚園児を受け入れ）

- (1) 保護者等が労働等により昼間家庭にいない幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (2) 保護者が疾病等の理由により、家庭内での健全育成が困難な幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (3) 障害のある幼稚園、小学校又は中学校に在籍する児童で、上記(1)(2)に掲げる家庭環境にあり、教育委員会が特に必要と認めた者

○開所

- (1) 開設日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から翌年1月3日は除く。
- (2) 開設時間 ①月曜から金曜日 小学校・幼稚園の終業時間から午後6時 ②土曜・学校休業日、長期休業日 午前7時30分から午後6時

○利用料

- (1) 負担金：月額 7,000円
- (2) おやつ代：月額 1,000円
- (3) 保険料：月額 150円

■放課後児童クラブ月平均利用者数（人）

| 施設名 | 開所年月日 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| スマイルかすみ | H20.4.7 | 72 | 46 | 57 | 74 | 74 |
| スマイルおくさづ | H30.4.1 | - | - | - | - | 6 |
| スマイルさづ | H30.4.1 | - | - | - | - | 10 |
| スマイルしばやま | H28.4.1 | - | - | 6 | 6 | 12 |
| スマイルながい | H27.4.1 | - | 6 | 9 | 5 | 6 |
| スマイルあまるべ | H30.4.1 | - | - | - | - | 7 |
| ふれあいむらおか | H11.7.1 | 33 | 25 | 32 | 27 | 31 |
| ふれあいうづか | H11.7.1 | 15 | 12 | 6 | 4 | 10 |
| ふれあいいそう | H27.4.1 | - | 5 | 5 | 12 | 18 |
| かがやきおじろ | H27.4.1 | - | 11 | 10 | 11 | 10 |
| 計 | | 120 | 105 | 125 | 139 | 184 |

6 子育て短期支援事業

○内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》 … 香美町実施

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等において一時的に養育・保護を行う。（原則として7日以内）

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

7 乳児家庭全戸訪問事業

○内容

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談に応じ、助言その他の援助を行う。

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 乳児家庭全戸訪問 | 104 | 99 | 84 | 84 | 86 |

8 養育支援訪問事業

○内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 養育支援訪問 | 22 | 25 | 39 | 51 | 39 |

9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○内容

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

10 地域子育て支援拠点事業

○内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○対象

乳児又は幼児とその保護者

○費用

無料

○施設（開所時間等） ※祝日、年末年始は休館

- ・香住子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・高井子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・小代子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分

■子育て・子育て支援センター利用延人数（人）

| 区分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|--------|-------|--------|--------|--------|
| 香住 | 6,727 | 5,669 | 6,821 | 6,272 | 5,998 |
| 高井 | 4,070 | 2,025 | 4,685 | 2,278 | 1,789 |
| 小代 | 3,102 | 1,501 | 2,580 | 3,072 | 2,680 |
| 計 | 13,899 | 9,195 | 14,086 | 11,622 | 10,467 |

11 一時預かり事業

●一時保育事業

○内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かりを行う。

○利用料

- ・一日3,000円（町民外4,000円）
- ・半日（給食有り）2,000円（町民外2,600円）
- ・半日（給食無し）1,500円（町民外2,000円）

■一時保育利用状況（人）

| 施設名 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 柴山保育所 | 0 | 2 | 0 | 14 | 7 |
| みなと保育園 | 36 | 31 | 9 | 0 | 4 |
| 青葉保育園 | 76 | 76 | 0 | 0 | 2 |
| 福岡保育所（H30宝樹に統合） | 12 | 67 | 5 | 34 | — |
| 宝樹保育園 | 0 | 4 | 6 | 7 | 0 |
| どんぐり保育園（H30宝樹に統合） | 4 | 0 | 0 | 19 | — |
| 小代認定こども園 | 0 | 0 | 20 | 0 | 3 |
| 計 | 128 | 180 | 40 | 74 | 16 |

●幼稚園預かり保育事業

○内容

幼稚園において教育時間後や土曜日・長期休業日に、家庭での保育が困難な園児を対象として預かり保育を行う。

○利用料

(1) 利用料：月額 7,000円 (所得等により軽減あり)

※ 10月から、利用日数に応じて利用料が無償化

(2) おやつ代：月額 1,000円

■利用延人数 (人)

| 施設名 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 香住幼稚園 | 6,579 | 7,582 | 11,073 | 6,837 |
| 村岡幼稚園 | 2,619 | 2,104 | 1,465 | 1,731 |
| 計 | 9,198 | 9,686 | 12,538 | 8,568 |

12 病児保育事業

○内容

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。

《病児対応型》

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

《病後児対応型》

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

《体調不良児対応型》

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業

《非施設型（訪問型）》

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業

■H30病児保育利用状況 (人)

◎病児対応型 (H30.7開設)

・公立香住病院内 病児保育室 延べ利用児童数 12人

◎体調不良児対応型 (H30.4開設)

・みなと保育園 延べ利用児童数 45人

・青葉保育園 延べ利用児童数 74人

13 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

○内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

14 妊婦健康診査事業

○内容

妊婦が健やかな妊産期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、助成券または償還払いにより妊婦健康診査の公費助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

（公費助成回数に制限はないが、助成金額は上限10万円）

| 実績 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 136 | 134 | 159 | 113 | 141 |
| 金額（千円） | 8,522 | 6,520 | 8,037 | 7,957 | 7,304 |

※平成27年度までは助成回数14回まで、上限8万円。

平成28年度以降、回数制限を撤廃し、上限10万円に変更。

第 2 期計画における事業の方向性について

◎ 病児保育事業

■ 検討事項

村岡・小代区内での実施

■ 検討状況

第 1 期計画において、平成 2 9 年度に香住区で、平成 3 0 年度に村岡・小代区で実施する計画となっており、平成 2 7 年度から実施に向けて検討を行い、平成 3 0 年度に香住区で実施できたものの、村岡・小代区での実施が困難な状況である。

| | 対 象 | 状 況 |
|-----------------------|-------------------|--|
| 病児対応型 | 村岡病院 村瀬医院 | 実施は困難との回答 (村岡病院は小児科医がいないとの理由で、村瀬医院は今すぐの協力は困難) |
| 病後児対応型 | 宝樹保育園 小代認定こども園 | 実施は困難 (専用スペースがないため) |
| 体調不良児対応型 | 宝樹保育園 小代認定こども園 | 看護師の確保ができれば実施可能 (ただし、自園の児童のみが対象) |
| 診療所型小規模 病児保育 (県事業) | 村岡区内の診療所 | 未検討 |

■ アンケート結果

① 子育てに関するアンケートは、平成 3 1 年 1 月から 2 月にかけて、香美町内に居住する就学前児童 6 8 4 人の保護者 4 6 6 人を対象に実施し、有効回答率は 7 8. 8 % だった。

病児保育事業に関するアンケートの結果は、

- この 1 年間に、お子さんが病気やケガで通常の教育・保育施設の利用ができなかったことがあるか。

→ 利用できなかったことがある 7 4. 0 %

- 利用できなかった場合の対処方法 (複数回答あり)

→ 母親が仕事を休んだ 7 3. 2 %

→ 親族・知人に子どもをみてもらった 4 8. 5 %

- 保護者が仕事を休んだ方に対して、「できれば病児保育施設等を利用したいと思われたか」の問いに、

→ 利用したい 3 1. 6 %

→ 利用したいと思わない 6 7. 3 %

と、「利用したいと思わない」が「利用したい」の倍以上となっている。

- さらに、「利用したいと思わない」そう思われる理由として(複数回答あり)

→ 親が仕事を休んで対応する 62.6%

→ 他人にみてもらうのは不安 40.9%

と、病気の時は親が看病したいと思われている保護者が多い結果となった。

- 一方、保護者が仕事を休む以外の方法で対処された方のうち、「できれば仕事を休んでみたい」が46.2%、「休んでみることは非常に難しい」が26.2%という結果であった。

② アンケートの結果にあるように、病気の時ぐらいは看病したいと思う保護者が多数である半面、看護を理由に仕事を休むことが困難な保護者もある。

■利用状況

◎病児対応型 公立香住病院内 病児保育室 (H30.7開設)

| H30 | 予約者数 | 利用者数 | キャンセル数 | 利用不可数 |
|-----|------|------|--------|-------|
| 7月 | 3 | 2 | 1 | |
| 8月 | 2 | 1 | 1 | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | 7 | 4 | | 3 |
| 11月 | 4 | 4 | | |
| 12月 | 3 | | 3 | |
| 1月 | 1 | 1 | | |
| 2月 | | | | |
| 3月 | | | | |
| 計 | 20 | 12 | 5 | 3 |

| R1 | 予約者数 | 利用者数 | キャンセル数 | 利用不可数 |
|----|------|------|--------|-------|
| 4月 | 4 | 1 | 3 | |
| 5月 | 4 | 2 | 2 | |
| 6月 | 5 | 4 | 1 | |
| 7月 | 7 | 4 | 3 | |
| 8月 | 4 | 2 | 2 | |
| 9月 | 3 | 1 | 2 | |
| 計 | 27 | 14 | 13 | 0 |

※ キャンセルの理由：症状の回復、家庭での保育が可能 等

※ 利用不可理由：定員オーバー、確認証なし

■方向性

令和2年度 … 診療所型小規模病児保育（県事業）の活用も含め、実施を再検討

令和3年度 … 子ども・子育て会議において事業内容を協議

（必要に応じて計画の見直し）

◎ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

■検討事項

香美町での実施

■アンケート結果

子育てに関するアンケートは、平成31年1月から2月にかけて、香美町内に居住する就学前児童684人の保護者466人を対象に実施し、有効回答率は78.8%だった。

ファミリー・サポートセンター事業に関するアンケートの結果は、

→ 事業を利用したい 0.7%

と、制度そのものの認知度が低いこともあるが、利用ニーズがない結果となった。

■方向性

一時的な保育ニーズに関しては、一時保育で対応できることもあり、当面は実施しない。

◎病児保育事業の概要

資料 2 2

| 事業類型 | 病児対応型 (医療機関型) | 病後児対応型 (保育所施設型) | 体調不良児対応型 (自園型) | 非施設型 (訪問型) | 診療所型小規模病児保育 (県単独事業) |
|------|--|--|--|--|--|
| 概要 | <p>【病児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期に至らない ・当面の症状の急変が認められない <p>登園前からの体調不良児は、病児対応型又は病後児対応型を利用</p> | <p>【病後児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期 ・集団保育が困難 | <p>【体調不良児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育中に微熱を出すなどの体調不良 <p>みなと保育園 青葉保育園</p> | <p>【病児】</p> <p>【病後児】</p> | <p>【病児】</p> |
| 対象児童 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 ・幼児 ・小学生 <p>医師の受診が必要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 ・幼児 ・小学生 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施保育所通所児童 <p>自園の児童のみが対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 ・幼児 ・小学生 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 ・幼児 ・小学生 |
| 実施場所 | <p>病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設</p> <p>①保育室及び観察室又は安静室を有すること</p> <p>②調理室を有すること (病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない)</p> | | <p>保育所の医務室、余裕スペース等</p> <p>※事業実施場所と保育室等の間に間仕切り等を設置</p> | <p>当該児童の居宅</p> | <p>診療所等の医療機関内又は診療所等に隣接した施設に付設された専用スペース</p> <p>※観察室等、調理室は兼用可</p> |
| 職員配置 | <p>【看護師等】児童10人に1名以上</p> <p>【保育士】児童3人につき1名以上</p> <p>※常駐が原則だが、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる場合は常駐を要件としない</p> <p>2名必要</p> | | <p>【看護師等】を1名以上</p> <p>※看護師等1名に対して体調不良児2名程度</p> <p>1名で可</p> | <p>研修を終了した看護師等、保育士、家庭的保育者を1名以上</p> <p>※職員1名に対して、病児1名程度とすること</p> | <p>【看護師等】を1名以上</p> <p>※利用定員：原則2人以内</p> <p>1名で可</p> |
| 負担割合 | <p>(国庫補助事業)</p> <p>国：1/3、県：1/3、町：1/3</p> | | | | <p>(県補助事業)</p> <p>県：1/2</p> <p>町：1/2</p> |

※看護師等…看護師、准看護師、保健師又は助産師

1 教育・保育に関する量の見込みと確保方策

| 年度 | R 2年度 | | | R 3年度 | | | R 4年度 | | | R 5年度 | | | R 6年度 | | |
|--------|-------|-------------------|-----|-------|-------------------|-----|-------|-------------------|-----|-------|-------------------|-----|-------|-------------------|-----|
| | 1号 | 2号 | | 1号 | 2号 | | 1号 | 2号 | | 1号 | 2号 | | 1号 | 2号 | |
| 区分 | | 学校教 育の利 用希望 | その他 | | 学校教 育の利 用希望 | その他 | | 学校教 育の利 用希望 | その他 | | 学校教 育の利 用希望 | その他 | | 学校教 育の利 用希望 | その他 |
| 将来人口推計 | 300 | | 261 | 274 | | 254 | 266 | | 235 | 260 | | 222 | 254 | | 211 |
| 量の見込み | 41 | 72 | 179 | 122 | 64 | 169 | 120 | 57 | 171 | 112 | 55 | 166 | 104 | 58 | 156 |
| 認定こども園 | 1 | | 24 | 7 | 1 | 26 | 6 | 1 | 28 | 5 | 1 | 26 | 4 | 1 | 25 |
| 保育所 | | | 155 | 115 | | 143 | 114 | | 143 | 107 | | 140 | 100 | | 131 |
| 幼稚園 | 40 | | | | 35 | | | 30 | | | 31 | | | 32 | |
| 幼稚園預かり | | 72 | | | | 64 | | | | | | | | | 58 |
| 小計 | 41 | 72 | 179 | 122 | 36 | 169 | 120 | 31 | 171 | 112 | 32 | 166 | 104 | 33 | 156 |
| 差引 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |

※認定区分(子ども・子育て支援法第19条第1項)
 1号認定 3～5歳 学校教育のみ
 2号認定 3～5歳 保育の必要性あり
 3号認定 0～2歳 保育の必要性あり

■児童の将来推計人口

| 年度 | R 2年度 | | R 3年度 | | R 4年度 | | R 5年度 | | R 6年度 | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 年齢 | 1号 | 2号 | 1号 | 2号 | 1号 | 2号 | 1号 | 2号 | 1号 | 2号 |
| 0歳 | 81 | | 76 | | 72 | | 68 | | 65 | |
| 1歳 | 94 | | 84 | | 79 | | 75 | | 71 | |
| 2歳 | 86 | | 94 | | 84 | | 79 | | 75 | |
| 3歳 | 91 | | 85 | | 93 | | 84 | | 79 | |
| 4歳 | 100 | | 89 | | 84 | | 92 | | 82 | |
| 5歳 | 109 | | 100 | | 89 | | 84 | | 93 | |
| 計 | 561 | | 528 | | 501 | | 482 | | 465 | |

2 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

利用者支援事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本庁、各地域局窓口にて就業形態等に合わせた保育サービスの情報提供や相談を行います。子育て世代包括支援センターを設置し、安心して子育て等ができるよう、きめ細かく支援します。

■確保の方策

○地域子育て支援拠点施設等との連携

本庁、各地域局窓口にて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供などの利用者支援を進めるとともに、子育て世代包括支援センターで、助産師等が妊産婦等からの相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう情報提供を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R 2年度 | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 |
| 確保方策 | | | | | |
| 行政窓口 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 |
| 子育て世代包括支援センター | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

延長保育事業（時間外保育事業）

■子ども・子育て支援法における事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

○延長保育（時間外保育）

保護者の特別な就労形態やその他やむを得ない事由により、保育時間の延長を必要と認めた園児を対象に行います。

延長保育利用状況（11時間を超えた保育。4月当初） （実人数）

| 年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 柴山保育所 | 0 人 | 1 人 | 0 人 |
| みなと保育園 | 10 人 | 10 人 | 11 人 |
| 青葉保育園 | 7 人 | 5 人 | 7 人 |
| 宝樹保育園 | 5 人 | 11 人 | 6 人 |
| 小代認定こども園 | — 人 | — 人 | — 人 |

■確保の方策

○延長保育（時間外保育）

引き続き、認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要と認めた園児を対象に延長保育を行います。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 29 人 | 27 人 | 26 人 | 25 人 | 24 人 |
| 確保方策 | | | | | |
| 延長保育事業 | 29 人 | 27 人 | 26 人 | 25 人 | 24 人 |
| 箇所数 | 5 か所 | 5 か所 | 5 か所 | 5 か所 | 5 か所 |

放課後児童健全育成事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公民館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現在の取り組み状況

○放課後児童クラブ

昼間、家庭に保護者等がない小学生、幼稚園児を、教育課程終了後及び長期休業中に、小学校区で開設して放課後クラブで預かります。

放課後児童クラブ利用状況（4月当初）

| 年度 | H30年度 | H31年度 |
|-----|-------|-------|
| 1年生 | 62 人 | 62 人 |
| 2年生 | 41 人 | 51 人 |
| 3年生 | 40 人 | 35 人 |
| 4年生 | 17 人 | 21 人 |
| 5年生 | 4 人 | 13 人 |
| 6年生 | 8 人 | 8 人 |

■確保の方策

○放課後児童クラブ

引き続き、すべての小学校区で放課後児童クラブを開設し、放課後子ども教室と連携しながら「放課後子ども総合プラン」を推進します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 170 人 | 163 人 | 152 人 | 138 人 | 132 人 |
| 小学校1年生 | 60 人 | 56 人 | 55 人 | 49 人 | 45 人 |
| 小学校2年生 | 41 人 | 40 人 | 36 人 | 35 人 | 32 人 |
| 小学校3年生 | 38 人 | 34 人 | 34 人 | 31 人 | 29 人 |
| 小学校4年生 | 19 人 | 20 人 | 16 人 | 15 人 | 17 人 |
| 小学校5年生 | 7 人 | 9 人 | 7 人 | 5 人 | 5 人 |
| 小学校6年生 | 5 人 | 4 人 | 4 人 | 3 人 | 4 人 |
| 確保方策 | | | | | |
| 放課後児童クラブ | 170 人 | 163 人 | 152 人 | 138 人 | 132 人 |
| 施設数 | 10 か所 | 10 か所 | 10 か所 | 10 か所 | 10 か所 |

子育て短期支援事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を、児童養護施設等で預かる事業です。

■現在の取り組み状況

○子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います。

実績

| 年度 | H30年度 |
|----|-------|
| 件数 | 0 人 |

■確保の方策

○子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）

引き続き、子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| 確保方策 | | | | | |
| 実施体制 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| 実施機関 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 |
| 委託団体等 | 児童養護施設 | 児童養護施設 | 児童養護施設 | 児童養護施設 | 児童養護施設 |

乳児家庭訪問事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■現在の取り組み状況

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

育児について気軽に相談ができ保護者が安心して子育てができるように、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭（新生児訪問を実施した家庭は除く）を保健師・助産師が訪問し育児について様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等のアドバイスをを行います。

実績

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 84人 | 84人 | 86人 |

■確保の方策

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を行い、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 81人 | 76人 | 72人 | 68人 | 65人 |
| 確保方策 | | | | | |
| 実施体制 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 実施機関 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 |

養育支援訪問事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。また、児童虐待等が疑われる場合等は、要保護児童対策地域協議会で対応を検討します。

実績

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 39 人 | 51 人 | 39 人 |

■確保の方策

○養育支援訪問事業

引き続き養育支援訪問事業により、相談支援、育児・家事援助を行い保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図ります。また、関係機関と連携を図り、児童虐待への対応及び未然防止を図ります。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 39 人 | 36 人 | 34 人 | 32 人 | 31 人 |
| 確保方策 | | | | | |
| 実施体制 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 |
| 実施期間 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 | 香美町 |
| 委託団体等 | 香美町社会福祉協議会 | 香美町社会福祉協議会 | 香美町社会福祉協議会 | 香美町社会福祉協議会 | 香美町社会福祉協議会 |

地域子育て支援拠点事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の取り組み状況

○子育て・子育て支援センター

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤独感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える事業です。

- ・香住子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・高井子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・小代子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分

子育て・子育て支援センター実施状況

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 延べ利用者数 | 14,086 人日 | 11,622 人日 | 10,467 人日 |
| 施設数 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 |

■確保の方策

○子育て・子育て支援センター

現在の子育て・子育て支援センターにより、引き続き地域子育て支援拠点事業を実施します。乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供の拡充を図ります。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 9,061 人日 | 8,873 人日 | 8,222 人日 | 7,802 人日 | 7,415 人日 |
| 確保方策 | | | | | |
| 箇所数 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 |

一時預かり事業（幼稚園型）

■子ども・子育て支援法における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■現在の取り組み状況

○一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において教育時間後や土曜日・長期休業日に、家庭での保育が困難な園児を対象として預かり保育を行います。

幼稚園預かり保育利用状況

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------|----------|-----------|----------|
| 香住幼稚園 | 7,582 人日 | 11,073 人日 | 6,837 人日 |
| 村岡幼稚園 | 2,104 人日 | 1,465 人日 | 1,731 人日 |

■確保の方策

○一時預かり事業（幼稚園型）

引き続き、香住・村岡幼稚園で預かり保育を実施し、家庭での保育が困難な世帯を支援します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 7,959 人日 | 7,424 人日 | 6,614 人日 | 6,094 人日 | 6,890 人日 |
| 確保方策 | | | | | |
| 一時預かり事業（幼稚園型） | 7,959 人日 | 7,424 人日 | 6,614 人日 | 6,094 人日 | 6,890 人日 |
| 実施園数 | 2 園 | 2 園 | 2 園 | 2 園 | 2 園 |

一時預かり事業（幼稚園型を除く）

■子ども・子育て支援法における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■現在の取り組み状況

○一時保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所や認定こども園で一時的に預かります。

一時保育利用状況

(実人数)

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 柴山保育所 | 0 人 | 14 人 | 7 人 |
| みなと保育園 | 9 人 | 0 人 | 4 人 |
| 青葉保育園 | 0 人 | 0 人 | 2 人 |
| 宝樹保育園 | 6 人 | 7 人 | 0 人 |
| 小代認定こども園 | 20 人 | 0 人 | 3 人 |

■確保の方策

○一時預かり事業

引き続き保育所や認定こども園で一時預かり事業を実施し、多様な保育需要に対応します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 13 人日 | 12 人日 | 12 人日 | 11 人日 | 11 人日 |
| 確保方策 | | | | | |
| 一時預かり事業 （幼稚園型を除く） | 13 人日 | 12 人日 | 12 人日 | 11 人日 | 11 人日 |
| 保育所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 |
| 認定こども園 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| 地域子育て支援拠点 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 |
| その他 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 |

病児保育事業

■子ども・子育て支援法における事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師が一時的に保育等を行う事業です。

■現在の取り組み状況

○病児保育事業

公立香住病院内で「病児保育型」を、みなと保育園及び青葉保育園で「体調不良児対応型」を実施しています。

病児保育利用状況

○病児対応型（H30.7開設）

・公立香住病院内 病児保育室 延べ利用児童数 12人

○体調不良児対応型（H30.4開設）

・みなと保育園 延べ利用児童数 45人

・青葉保育園 延べ利用児童数 74人

■確保の方策

○病児保育事業

引き続き、公立香住病院、みなと保育園及び青葉保育園で病児保育を実施し、村岡、小代区内での実施を検討します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 234 人日 | 220 人日 | 210 人日 | 202 人日 | 195 人日 |
| 確保方策 | | | | | |
| 病児保育事業 | 161 人日 | 152 人日 | 142 人日 | 137 人日 | 130 人日 |
| 病児対応型 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| | 2 総定員 | 2 総定員 | 2 総定員 | 2 総定員 | 2 総定員 |
| 病後児対応型 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 |
| | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 |
| 体調不良児対応型 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 |
| | 4 総定員 | 4 総定員 | 4 総定員 | 4 総定員 | 4 総定員 |
| 訪問型 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 | — か所 |
| | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 | — 総定員 |

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

■子ども・子育て支援法における事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■現在の取り組み状況

現在、町内では子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は実施していません。

■確保の方策

○子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

ニーズがないことにより、実施する予定はありません。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（ニーズ量） | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 |
| 確保方策 | | | | | |
| 子育て援助活動支援事業 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 |

妊婦健康診査

■子ども・子育て支援法における事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

○妊婦健康診査

妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、助成券方式と償還払いにより妊婦健康診査の公費助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

実績

| 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 件数 | 159 件 | 113 件 | 141 件 |

■確保の方策

○妊婦健康診査

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。

■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | |
|-------|------|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 人数 | 141 人 | 133 人 | 126 人 | 120 人 | 113 人 |
| | 検診回数 | 1,269 回 | 1,197 回 | 1,134 回 | 1,080 回 | 1,017 回 |
| 確保方策 | 実施場所 | 公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリニック | 公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリニック | 公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリニック | 公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリニック | 公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリニック |
| | 実施体制 | 15 人 | 15 人 | 15 人 | 15 人 | 15 人 |
| | 検査項目 | 基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査 | 基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査 | 基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査 | 基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査 | 基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査 |
| | 実施時期 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 |

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3(二)関係）
- ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5(二)関係）

1

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一6関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二2(一)、(二)(1)関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二2(二)(1)関係）
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三2(三)関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四5(四)関係）に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四5(四)関係）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六3関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二4関係）
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四3関係）

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正（文言の整理）等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

2